

令和3年11月 教育委員会臨時会会議録

1 開会の日時

令和3年11月22日（月） 午後1時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	杉 本 道 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
美術館運営課長	岡 本 剛 彦
学校教育部長	米 持 正 伸

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に川邊委員を指名した。

日程第1 『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見照会について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育政策課長)

それでは、教育政策課から、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に基づく意見照会について』、ご説明いたします。

令和3年10月7日の総合教育会議において、横須賀美術館に関する事務を市長に移管することについて調整が図られました。

この事務の移管については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき条例の定めるところにより移管を行うこととなるため、市長が令和3年市議会12月定例議会において、横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例中改正案を提出する予定です。

また、同法律第23条第2項では、地方公共団体の議会は前項の条例の制定、または改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないとされておりまして。

このため、お手元の照会文書のとおり、令和3年11月19日付、横須賀市議会議長から、令和3年市議会12月定例議会に提出される予定の横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例中改正案に対する意見照会がありました。

本日の議事は、市議会からの意見照会に対する教育委員会の回答についてご審議をお願いするものです。条例中改正案は意見照会に添付されていますが、これは先日の11月定例会でご議決いただいたものと同じ内容となります。

それでは、意見照会に対する教育委員会の回答の案文についてご説明いたします。

恐れ入りますが、別紙条例中改正案に対する意見について（回答）の案をご覧ください。

回答の案文を読み上げます。

条例中改正案に対する意見について（回答）。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく令和3年11月19日付（横議議第158号）による「横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例中改正案」に対する意見照会については、令和3年11月22日に教育委員会会議（臨時会）を招集し審議した結果、下記のとおり議決しました。

記、横須賀美術館に関する事務の移管については、令和3年10月7日の横須賀市総合教育会議において、市長と教育委員会で協議・調整を図りました。

その中で、移管により横須賀美術館の価値を高めていきつつも、移管後も横須賀美術館の教育機関としての機能を低下させず、教育委員会の意見を尊重しながら社会教育を適切に実施していくことについて認識を共有できましたので、条例中改正案に異議はありません。

以上でございます。

この意見照会は条例中改正案に対しての意見を求めるというのですが、改正そのものについて異議があるかどうかに加え、これまでの教育委員会での議論の経過や総合教育会議での市長との協議を踏まえた内容で、教育委員会の意見として市議会に回答する形にしています。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(質問なし)

(討論)

(荒川委員)

では、まず私から発言させていただきます。

まず初めに、回答案に対して修正はありません。

次に、意見としましては、10月7日の総合教育会議でもお話をさせていただいたのですが、やはり教育機能を低下させないための対応策にも丁寧に取り組んでいただけるよう重ねてお願いいたします。

特に、学校との連携につきましては、今後も多くの機会や場面で適切に対応していただきたいと思います。その点に関しましては、移管後も意見を述べさせていただく機会がありますので、注視していきたいと考えています。

今後、他の部署との連携で多様な企画展が催されると思いますが、生涯学習の場の1つとして、多くの方々が足を運び、豊かな時間を過ごしていただく、より魅力的な美術館になることと期待しています。

(澤田委員)

では、失礼いたします。

これまでの会議でもお話ししてまいりましたが、横須賀美術館に関する事務の移管については、当該施設における事業等とまちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等を一体的に推進することで、より充実したサービスの実現や、新たなアイデアや取組が創出される可能性が大いにあると思います。

これまでの教育的側面からの事業についても、教育委員会の関与も含めて、各所との連携により、相乗効果が期待されます。これまで以上の充実を目指して、共に取り組めたらいいと考えております。よろしく願いいたします。

(川邊委員)

やはり私も最初、市長部局に移管するといったときに、一番心配だったのは教育的な面なのですけれども、これはその教育委員会もある程度意見を述べて、それは大丈夫でしょうというお話を聞きました。

先日の定例会でありました改正案を見ますと、教育委員会という言葉が全て市長に置き換わっていますので、今後、それがどのように、意見を述べるとか具体的に教育委員会がそういう関係を持ちながらやっていけるのかという具体的なところが少し心配な面がありますが、教育委員会が出す意見というものに関しては、反対はございません。

(元木委員)

市長部局へ移管することにより、美術館が教育機関としての機能が低下しないように留意しつつも、美術館の風光明媚な立地を生かして、市の様々な施策と連動した事業展開により、市民がわくわくするような施設になるとともに、横須賀の魅力が幅広く発信されることを期待しております。

そして、社会教育施設として美術館が生涯学習により一層活用されていくことを願っております。

回答案に修正はございません。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

皆さん、励ましの意見をありがとうございます。

また、お話の中では、回答案修正等についてのご意見はなかったかと思っております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、日程第1『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見照会』は「総員挙手」をもって原案どおり可決・確定する。

6 閉会及び散会の時刻

令和3年11月22日(月) 午後1時40分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡